

令和8年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

報告内容

令和8年5月12日(火)に開催した港区いじめ問題対策連絡協議会の内容について報告します。

1 日 時

令和8年5月12日(火) 午前10時から11時まで

2 場 所

港区役所9階 911・912・913会議室

3 出席者

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	区 長 (会長)	清家 愛
	副区長 (副会長)	大澤 鉄也
	教育長 (副会長)	新宮 弘章
	保健福祉支援部長	重富 敦
	みなと保健所長	前田 光哉
	子ども家庭支援部長	横尾 恵理子
	児童相談所 所長	岡野 安成
	学校教育部長	茂木 英雄
学 校 P T A	区立小学校長会長 (港南小学校長)	吉川 浩一
	区立中学校長会長 (御成門学園御成門中学校長)	阿部 俊幸
	区内私立中学校長代表者 (広尾学園中学校長)	南風原 朝和
	港区立六本木中学校 P T A 会長	佐生 直大
人権擁護委員 民生・児童委員	子ども人権委員	菊地 まゆみ
	民生委員・児童委員連絡協議会長	田中 泉
青少年委員	会長	芝 耕太郎
主任児童委員	部会長	新 光一郎
医 学	医師	黒木 秀子
警 察	愛宕警察署長	吉武 弘基
	三田警察署長代理	今井 赴夫

	高輪警察署長代理	山口 亜樹
	麻布警察署長	平沢 光一
	赤坂警察署長代理	鳩澤 貴広
	東京湾岸警察署長代理	杉原 一史

【オブザーバー】

港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	鈴木 令奈

4 議 事

- (1) 令和8年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料1】
- (2) 港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について 【資料2】
- (3) 令和7年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料3】
- (4) 令和8年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について 【資料4】
- (5) 関係部署におけるいじめ防止対策について
 - ・令和7年度の取組報告及び令和8年度の取組予定 【資料5】
 - ・「みなと相談ねっと」の取組に関する報告について 【資料5-2】
- (6) いじめに関する現状について 【資料6、資料6-2】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・全国的にいじめの認知件数は増加傾向にある。港区では令和7年度のいじめの認知件数は310件であり、前年度に比べて23件増加した。
- ・いじめの疑いがあれば早期対応するよう各校へ指導したことにより、特に中学校ではいじめ認知への意識が高まった。引き続き、いじめはどの学校、どの子にも起こり得るとの認識に立ち、校園長会や生活指導主任会等の研修会でいじめの認知力が高まるよう、継続的に働きかけていく。

- (7) 学校における取組について 【資料7】

① 区立小学校長会長（港南小学校長） 吉川 浩一 委員

- ・教職員がいじめの疑いに気付いた段階から、一人で抱えず確実に情報を共有している。日常的な学年内での共有にとどめず、学年主任や生活指導主任を経由し、速やかに管理職へ報告が上がるスキームを校内で明確にしている。
- ・管理職が日常的に校内を巡視し、教室環境や掲示物、廊下や共有スペースの状況、児童の様子などを確認している。この巡視を通じて、教室の整理整頓や掲示の状態といった教育環境の乱れを早期に把握し、そこから学級の様子や子どもたちの変化をつかむことを重視している。
- ・教職員の共通理解を図るため、生活指導主任を中心として、区や外部で受講した研修内容を校内に還元する伝達講習を確実に実施している。いじめの定義や対応の基本、具体的な事例をもとにした対応のポイントなどを共有し、教職員一人ひとりのいじめに対する感度を高めるとともに、学校全体として組織的に対応できる体制づくりを進めている。

② 区立中学校長会長（御成門学園御成門中学校長） 阿部 俊幸 委員

- ・小中で共通のフォーマットによる記録用紙を活用し、いじめの疑いや気になる行為があった際には、小学校と中学校で情報を共有することで指導や見立てにずれが生じないように対応している。
- ・ある部活動において、生徒が外部指導員に対して人間関係に関する悩みを相談したことをきっかけに、いじめの疑いが把握された事例があった。外部指導員は、速やかに部活動の顧問教員に相談内容を伝え、顧問教員は代表顧問を含めた校内の関係教員と情報を共有し、速やかに保護者へ連絡を行い、学校と家庭が連携しながら必要な対応を進めることができた。

5 意見交換

(1) 児童相談所 所長 岡野 安成 委員

- ・港区ではないが事例を紹介する。
- ・母、姉、弟の母子3人の家庭で、小3の姉が学校で「くさい」とか「近づくな」と言われているとの相談があった。家庭訪問したところ、たくさんの猫がいてかなりの動物臭であり、風呂場は使えない状態だった。においは、自分たちは気にならないということで、くさいという「児童」「学校」が悪いと批判を繰り返した。学校と連携し、いじめについては学校から当該児童への指導を、家庭については母親に虐待であることを指導した。

(2) 警視庁高輪警察署長代理 山口 亜樹 委員

- ・学校と警察で連携した事案について紹介する。
- ・小学校6年生が一方的に暴行を行う事件についてである。警察としては、傷害事件として、必要な調査を行い児童通告をして決着となるが、学校では同級生同士がその後も通うため、小学校また進学予定の中学校とも情報を共有し、進学をスムーズにした事例があった。

(3) 警視庁赤坂警察署長代理 鳩澤 貴広 委員

- ・大きな事案はないが、小学2年生の両親が来所したことがあった。同じクラスの男子児童に押し倒されてけがをしたという相談であった。両親は、女子児童が以前にも男子児童に髪を触られたり追いかけられたりしたことがあり、「怯えて学校に行くことができない」「警察から学校に連絡をしてほしい」と訴えた。少年係が学校に情報共有し、学校は当該児童が安心して学校生活を送ることができるよう協議し対応した。さらに進級に際して、別クラスで対応する予定だと学校から警察に情報提供があった。学校と警察の連携の好事例であった。

(4) 広尾学園中学校長 南風原 朝和 委員

- ・組織的な対応としては毎週連絡会議を開いている。メンバーに図書館の先生を入れていることが特徴である。生徒が教室に行けない時、避難先の第1として図書館があり、図書館の先生が見ている状況を毎週共有している。